

川上村

「不登校未然防止および支援のための行動指針」

目 次

はじめに

1	不登校に関する基本的な考え方	1
2	児童生徒の状態別分類	2
3	「不登校対策」の全体像	2
	(1) 未然防止	2
	(2) チーム支援	4
	(3) 児童生徒支援のチームづくり	6
	(4) 早期発見と初期対応	7
4	アセスメント（情報収集・分析）	9
	(1) アセスメントの基本姿勢	9
	(2) アセスメントの観点	9
5	支援のプランニング（ケース会議の開催）	11
	(1) ケース会議開催の流れ	11
	(2) 支援計画作成のポイント	11
6	不登校になる前段階の対応（家庭訪問）	14
7	長期化への対応（自立支援）	15
8	関係機関との連携	16
	(1) 学校外の多様な学びの場や居場所	16
	(2) 専門的な支援機関	17
9	I C Tの有効活用（オンラインによる支援）	18
10	保護者への支援	19
	参考資料	20
	様式集「アセスメントシート」（例）	21
	「児童生徒理解・支援シート」（例）	22

川上村教育委員会

令和8年3月

はじめに

令和6年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」(文部科学省)によると、全国の不登校児童生徒数は、小学校 137,704 人、中学校 216,266 人、小中学校全体では 353,970 人と過去最多となった。本村においても、近年、各校において不登校児童生徒が皆無と言う年度は見当たらず、生徒指導上の喫緊の課題となっている。不登校は、児童生徒の学力保障の不履行や進路選択上の不利益、集団からの孤立や社会的自立に対し大きなデメリットがあるため、不登校児童生徒解消に向けて粘り強い取組が必要である。

不登校は生徒指導上の問題行動には分類されない。学校に行きたいと思っているにもかかわらず、担任との関係、友だちとの関係、学習内容が分からない、家庭環境が起因する等が不登校のきっかけになっているケースが多く、不登校や不登校傾向にある児童生徒が出ているのが現状である。こうした中、不登校のきっかけは学校にあることにも目を向けなくてはならない。学校は安全安心な場所なのか、学習内容は興味を持てるものとなっているのか、教室に児童生徒の居場所はあるのか等、学校は改めて問い直すことが求められている。その上で、学校に中々馴染めない児童生徒について、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、その要因の解消に努める必要がある。

また、不登校児童生徒に対しては、担任や養護教諭をはじめ校内のチーム支援に加えて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門家や外部の関係機関とも連携した支援を行い、児童生徒の社会的自立に向けた支援を確実なものとするのが大切である。学校は、学校生活の外で学びを続けている児童生徒とも関係を継続し、保護者と連携してその育ちを支援していく必要がある。不登校児童生徒が依然として減少しない現状ではあるが、児童生徒一人一人の社会的自立に向けて、学校が果たす役割は大きい。

令和元年 10 月 25 日、文部科学省より、「不登校児童生徒への支援の在り方について」の通知が出された。この通知は、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、「社会的に自立する」ことを目指す必要があることや、個々の状況に応じた適切な支援を行うことなどを基本方針とした上で、平成 28 年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」いわゆる「教育機会確保法」を踏まえて、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述の明確化を含め、これまでの不登校施策に関する内容を改めて整理し、まとめた通知となっている。不登校児童生徒が主体的に社会的自立に向かうよう、児童生徒を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働きかけを行う必要があることが示されている。

これらの経緯を踏まえ、各学校における不登校の未然防止、早期対応、不登校に陥った場合などの不登校対策が一層充実することを目的に、本方針を策定した。

1 不登校に関する基本的な考え方

「不登校」に対する周りの大人や子どもの偏見や理解不足が原因となり、不適切な発言や対応をしたことで不登校の要因になることや、学校への復帰を妨げることがある。教職員一人一人が、不登校に関する基本的な考え方を理解することが重要である。

(1) 目指すのは「社会的自立」

- ・支援の目標は、将来、児童生徒が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送れるような社会的自立を果たすこと。
- ・学校に登校するという結果のみを目標とはしない。児童生徒が自分の進路を主体的に考えられるようにすることを後押しする。

(2) 大きな役割を担う「学校教育」

- ・学校は、多くの人たちとの関わりの中で様々な体験や経験を通して、実社会で役立つ生きる力を養う場となる。
- ・学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図ること、既存の学校教育に馴染めない児童生徒がいれば、馴染めない要因の解消に努めることが必要となる。

(3) 誰にでも起こりうる「不登校」

- ・不登校は問題行動ではない。
- ・不登校の要因は様々で、不登校は誰にでも起こり得る。
- ・不登校は甘えでも怠けでもない。不登校の児童生徒の心の状況は、分かっているにもかかわらず動けないことが多い。
- ・不登校の時期が、休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこともある。

(4) 必要なのは「学びの保証」

- ・一人一人に合った支援をする
- ・学業の遅れや進路選択上の課題等があることに留意して適切な支援を行う。
- ・必要な支援は一人一人様々であり、またその時々で変化する。
- ・学校への復帰を望む児童生徒もいれば、教育支援センターなど学校外の学びの場を活用する方がよい場合の児童生徒もいる。学校だけで抱え込まず、公共機関や民間機関とも連携する。

2 児童生徒の状態別分類

児童生徒の日ごろの姿から不登校の兆候を感じたり、児童生徒が出す HELP サインを見逃したりすることがないように心がける。

状態のレベル		児童生徒の様子	必要とする対応
登校している	0	学校に馴染んでいる。	未然防止
	1	登校は辛くないが不安を感じている。(元気がない)	
	2	心の中では登校が辛い。(欠席はしていない)	早期発見・対応
	3	基本的には教室で過ごすが遅刻・欠席が目立ち始める。	
	4	登校しても教室には入れず別室登校をしている。	
登校していない	5	登校はできないが学校以外の施設へ定期的参加はできる。	長期化への対応
	6	比較的気軽に外出できる。	
	7	家庭では安定しているが外出は難しい。	
	8 深刻度	部屋に閉じこもり家族ともほとんど顔を合わせない。	

3 「不登校対策」の全体像

不登校の未然防止やリスクのある段階で早期に支援するなど、児童生徒を多角的・多面的に支援することで一人も取り残すことのない「学びの保障」を実現する。

[児童生徒の多角的・多面的な支援]

(1) 未然防止

学校においては、未然防止を最重要課題として認識し、取り組むことが重要である。その際、特定の児童生徒を想定せず、全ての児童生徒を対象に、毎日来たくなる「魅力的な学校づくり」を進めることが基本となり、そのために授業や行事等の工夫・改善が必要である。

不登校に対して学校がまず取り組むべきことは、全ての児童生徒が学校に来ることを楽しいと感じ、学校を休みたいと思わせないような、個々の児童生徒の日々の学校生活の充実であり、どの児童生徒も落ち着ける居場所づくり、全ての児童生徒が活躍できる場面づくりがポイントとなる。

- ① 学校が児童生徒にとって安全・安心な居場所だと実感できる「魅力ある学校づくり」と「分かりやすい授業の工夫」
- ② 児童生徒の「自ら SOS を出す力の獲得」と教職員の「児童生徒の変化に気づき SOS を受け止める力の向上」
- ③ 発達段階を踏まえたキャリア教育の推進
- ④ SNS 依存症を含めた情報モラル教育の推進

① 魅力ある学校づくり

①安心して学べる学校づくり

- ・校長のリーダーシップの下、いじめや暴力行為などを許さない学校運営・学級経営を行うことが、様々な問題の目を摘み、全ての児童生徒にとって安全・安心な学校を実現する一歩となる。
- ・校則の見直しなど、児童生徒が安心して意見を表現できる場の提供を推進する。

②学級での居場所づくり

- ・児童生徒が「自分という存在が大事にされている」「心の居場所になっている」「学校が自分にとって大切な意味のある場になっている」と実感できる学級づくりを目指す。
- ・協働的な活動を通して、児童生徒自らが絆を感じ取り、繋いでいけるような場や機会を提供する。

魅力ある学校づくり の4つのポイント

③児童生徒との信頼関係づくり

- ・児童生徒の気持ちや本音を上手に引き出す共感的な対応など、相談力を向上する。
- ・受容的に接するとともに、規範・規律に反する言動に対しては毅然とした指導を行う。

④学ぶ意欲を育む授業づくり

- ・どの児童生徒も分かる授業、興味を持てる授業を心がけ、児童生徒の学ぶ意欲や自己存在感を高める。
- ・児童生徒それぞれの良さや持ち味を生かし、みんなが活躍できる機会や出番がある授業づくりを実践する。
- ・児童生徒が「分かった」「できた」という実感が持てる授業改善に努める。

② SOS の出し方に関する教育

「SOS の出し方に関する教育」は、自殺対策基本法に基づく努力義務として、文部科学省及び厚生労働省より、年1回以上の実施が通知されている。(平成30年1月23日付け 29初児生第38号)

また、生徒の心の健康の保持・増進を図る重要な教育活動として、学習指導要領にも一部が位置付けられている。

学習指導要領の位置付け (中学校)

命の大切さ	ストレスの対処法	心の健康の保持
○道徳 「生命の尊さよりよく生きる喜び」	○学級活動 「思春期の不安や悩みの解決」 ○保健体育 「精神と身体は、相互に影響を与え、関わっている。欲求やストレスは、心身に影響を与えることがある。また、心の健康を保つには、欲求やストレスに適切に対処する必要がある。」	○学級活動 「心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成」 ○保健体育 「健康は、主体と環境の相互作用の下に成り立っている。また、疾病は主体の要因と環境の要因が関わり合って発生する。」

資料

■SOS の出し方に関する教育 (中学生向け) 県教委

<https://www.pref.nagano.lg.jp/shippei-kansen/sos-kyoiku.html>

■「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育関連資料集 (厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター)

<https://jscp.or.jp/school/contents/educational-institution-sos.html>

[教職員の相談力の向上]

児童生徒が発するSOSを受けとめるためには、教職員の相談力の向上が重要となる。校内研修(OJT)や、教育相談に関する外部研修への参加(OFF-JT)のほか、教員とスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等による相互コンサルテーション(児童生徒の問題で悩む者に対して、より効果的な指導・援助のあり方を見つけられるよう、異なる専門性や役割をもつ者がアセスメントや対応策について話し合うこと)の機会を持つことなどが考えられる。

③ キャリア教育の推進

社会的自立とは、適切に他者に依存し、必要な支援を求めながら、社会の中で自己実現すること。そのために必要な児童生徒の人間関係形成・社会形成能力を育むキャリア教育を推進することが重要である。

④ 情報モラル教育の推進

SNSが日常生活に浸透する中、児童生徒の心理や学校生活にも大きな影響が出ている。不登校の原因や児童生徒の人間関係の悪化の要因として、SNSに関連するケースが増えている。不登校児童生徒のSNSのトラブルや過度な利用が背景にある場合を想定し、SNSによる誹謗中傷の抑止や、デジタルデトックスにつながるような情報モラル教育を計画しておく必要がある。

(2) チーム支援

不登校の要因や背景は複雑化・多様化しており、また不登校児童生徒の一人一人の状況が異なる。担任一人ではできないことも、他の教職員等とチームを組み役割分担することで、指導・援助の幅や成果の可能性が広がる。



[職員の職務内容]

<p style="text-align: center;">教育相談コーディネーター（教頭）</p> <p>教職員という立場でカウンセリングや相談業務に関わる。教職員の立場で即時的なニーズにも対応可能。</p> <p>【職務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・相談活動に関わる計画や立案・SC、SSWの周知と相談の受付・SC、SSW等との連携調整・「ケース会議」の実施・教育相談に関する校内研修の実施	<p style="text-align: center;">特別支援教育コーディネーター</p> <p>特別な支援を必要とする児童生徒の支援にあたり、校内委員会や研修会の企画・運営、関係機関との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う。</p> <p>【職務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・校内委員会や校内研修の企画、運営・医療、福祉等の関係機関と学校との連絡調整・保護者からの相談受付・対応
<p style="text-align: center;">スクールカウンセラー（SC）</p> <p>児童生徒へのカウンセリングや対応について、教職員や保護者に専門的な助言や援助を行う心理の専門家。</p> <p>【職務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・教職員への助言・援助・児童生徒・保護者へのカウンセリング・教職員、保護者対象の研修・関係機関との連携等・いじめ防止等の対策の組織に関すること	<p style="text-align: center;">スクールソーシャルワーカー（SSW）</p> <p>福祉的な課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築などを行う福祉の専門家。</p> <p>【職務内容】</p> <ul style="list-style-type: none">・関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整・保護者、教職員等に対する相談・教職員等への研修活動等・いじめ防止等の対策の組織に関すること

[不登校対策を担当する教職員の明確化-校務分掌への位置付け]

組織的な不登校対策を機能させるには、コーディネーターの役割を果たす教職員の存在が重要であり、そのような役割を担う教職員を不登校対策担当教員として校務分掌に位置付ける。



不登校対策担当教員

【職務内容】

- ・校内の不登校対策の企画
- ・不登校の校内研修の実施
- ・登校支援チームの運営
- ・保護者との関係づくり etc.

(3) 児童生徒支援のチームづくり

児童生徒の支援を組織的・計画的に実行するために、年度当初に「登校支援チーム」を設置し、一年間の活動計画や支援の手順、また支援が必要な児童生徒の情報等について職員間で共有する。併せて、「教育計画」の校務分掌に明記し、役割を明確にしておく。

[年度当初に実行すること]

①「登校支援チーム」の設置

- ・不登校対策担当教員を中心に、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭等を構成員としたチームを設置する。



②自校の不登校の状況の把握及び気になる児童生徒のリスト化

- ・不登校児童生徒や支援の状況など、自校の状況を把握する。また、不登校の人数を「新規」「継続」に分けて傾向を分析し、自校における対策の効果を確認する。
- ・前年度の欠席日数や遅刻早退の回数、保健室の来室回数などから、気になる児童生徒をリスト化し、不登校のリスクが高い児童生徒の状況を把握する。(スクリーニング)
- ・上記の情報を早期にチーム内で共有し、自校における不登校支援体制の対象者を整理する。(スクリーニング会議)

③「登校支援チーム」の活動計画を作成

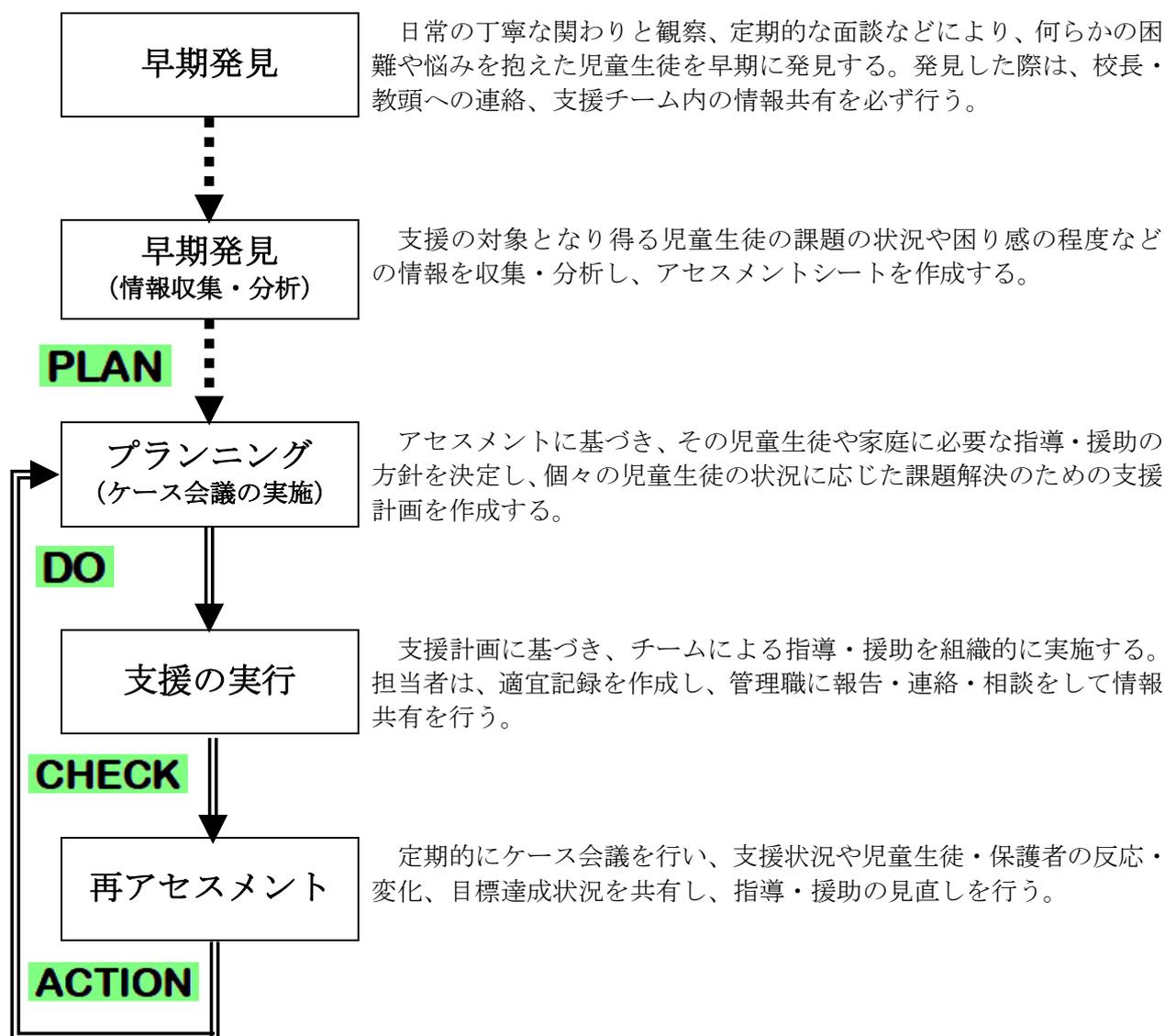
- ・学校の教育計画に登校支援チームの活動計画を位置付け、それに基づいて年間計画を作成する。
- ・全ての児童生徒を対象とする教育活動として、例えば、特別活動等におけるソーシャルスキルトレーニングなどを計画する。
- ・日々の授業の中でよりよい友だち関係づくりの育成を目指した協働的な学びの実践を呼びかける。
- ・教職員向け校内研修として、配慮が必要な児童生徒への具体的な手立てや、学級経営に生かせる理論や技法、カウンセリングなどについての研修を計画する。



④教職員全体や関係機関等との情報共有

- ・不登校の児童生徒は、学力の課題、いじめや非行など生徒指導上の課題、進路上の課題、心身の発達上の課題など複合的な課題を抱えていることがある。生徒指導部会や教育相談部会などその他の校務分掌組織と横の連携を大切にしながら、組織的に対応する。

[支援のプロセス]



(4) 早期発見と初期対応

欠席日数が増えると、学業に遅れが生じ、生活リズムも乱れがちになり、さらに学校に復帰しづら
い要因となりうる。不登校の予兆を「早期発見」し、必要な支援を早期に行う「初期対応」が重要で
ある。

不登校の予兆とは、1日、2日、…、と児童生徒が学校を休み始めることにほかならない。欠席が
2～3日続いただけであっても不登校の予兆と捉えることが「アンテナを高くする」という意味に匹
敵する。欠席日数が30日を越えるまでには少なくとも1か月半の猶予期間（休日を含む）があるこ
とから、初期の段階で児童生徒の状況に応じた働きかけを適切に行うことが大切である。

[児童生徒の変化を把握する]

児童生徒が必ずしも自分の考えを十分に言葉に表現できるわけではないことを想定し、児童生徒
の言動や表情、友人や教員との関係、成績等の変化を日常の観察を中心に様々な方法で把握すること。

また、児童生徒の変化は「サボり」「怠け」「非行」「無気力」と疑わず、「学校にいける状況ではな
い」というSOSのサインと捉えるなど、児童生徒の変化に懸念や違和感を覚えたら登校支援チーム
メンバー及び関係する教職員と情報を共有する。

- ①身体……頭痛、腹痛、食欲不振、下痢、頻尿、睡眠不足、発熱、めまい、倦怠感
- ②言動……反抗的な言動、不愛想、イライラ、遅刻・欠席
- ③態度……元気がない、無反応、無気力、表情こわばり
- ④教育活動……成績の急低下、集中力低下、提出物を未提出、グループ活動での孤立 等



教職員による日常の観察

- ・丁寧な関わりと観察
- ・作文、絵、日記
- ・個人面談
- ・児童生徒アンケート etc.

担任だけではなく、その児童生徒に関わる教職員それぞれが感じた小さな変化を、日常的に共有する。

[休み始めの段階における初期対応]

欠席理由があいまい、頭痛など体調不良を理由とした欠席が繰り返される、いじめや虐待など人間関係の問題が心配される場合は、特に注意が必要である。

段階	対応	Check 項目 (欠席 3 日以内を目途に対応する)
対応①	<p>○近況や過去の欠席状況を把握する。</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去に不登校経験がある場合は、病気欠席でも不登校の兆候を疑う。 ・教員や友人との関係、勉強の理解度など、学校生活が背景要因にないか確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 1 日目：確実に保護者と連絡を取り合う。 <input type="checkbox"/> 2 日目：欠席理由を再確認する。 <input type="checkbox"/> クラスや部活動での最近の様子を教職員や友人から聞き取る。(休みがちではなかった児童生徒が突然、連続して学校を休むような場合は、いじめや家庭内暴力・児童虐待等の可能性を疑う。) <input type="checkbox"/> 保健室や相談室を利用していたか確認する。 <input type="checkbox"/> 過去の欠席状況などを確認する。(不登校に限らず欠席理由を確認)
対応②	<p>○本人の状況を確認する。(保護者との信頼関係に基づく情報共有が不可欠)</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心配する気持ちを伝え、不安に寄り添いながら、児童生徒の様子を確認する。 ・家庭での問題が、子供の不安や悩み、意欲低下につながることもある。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 保護者と連絡を取り家庭での様子を確認する。 <input type="checkbox"/> 本人と話すことができた場合は「体調はどうですか?」といった声掛けをする。
対応③	<p>○「登校支援チーム」ミーティングを実施する。(臨機応変に、短時間で)</p> <p>POINT</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問を実施すべきか悩む場合はスクールカウンセラーに相談する。 	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 支援チームメンバーと情報(上記①②)を共有する。 <input type="checkbox"/> 校内ケース会議等の対応を検討する。 <input type="checkbox"/> 現状と今後の対応について管理職に報告する。 <input type="checkbox"/> 必要に応じて家庭訪問を行う。(慎重に対応)

4 アセスメント（情報収集・分析）

（１）アセスメントの基本姿勢

- ①教職員個人の指導観や経験にとらわれない。
 - ・不登校児童生徒は、分かってはいるが動けない心の状況にある。教職員個人の指導観や経験から、安易に「サボり」「怠け」「非行」「無気力」と決めつけないよう注意する。
- ②不登校の背景要因を多面的に理解する。
 - ・不登校の原因は簡単には分からない。本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っていることを想定する。
 - ・本人や保護者の話、教職員や友人への聞き取り、いじめアンケート、指導要録、家庭訪問の記録などから情報を収集し整理する。

（２）アセスメントの観点

不登校の背景要因を、「身体・健康面」「心理面」「社会・環境面」の3つの観点から多面的に分析する。対象の児童生徒に関わりがある教職員が情報を持ち寄り、チームでアセスメントシートを作成する。

アセスメントシート（例）_各校の実情に応じて作成

学年・組		年 組		氏名				性別		男・女			
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席日数													
(うち出席扱い)													
欠席日数													
(うち不登校)													

3 観点	観 点	現在の様子	特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠			
	食事・運動			
	疾患・体調不良			
	特別な教育的ニーズ			
	その他			
心理面	学力・学習			
	情緒			
	社交性・集団行動			
	自己有用(肯定)感			
	関心・意欲			
	過去の経験			
社会・環境面	児童生徒間の関係			
	教職員との関係			
	学校生活			
	家族関係・家庭背景			
	地域での人間関係			
	その他			

[知っておきたい障害や疾病、特性など]

発達障害や疾病などに対する教職員の理解不足が、二次的な問題として不登校の要因になることがある。偏見の目で見たり、第一印象だけで決めつけたりするのではなく、その背景事情を理解することが大切である。

発達障害

発達障害は、脳機能の発達が関係する障害であり、対人関係や社会性、行動面や情緒面、学習面に特徴がある状態である。その行動や態度は「自分勝手」「変わった人」「困った人」と誤解されることも少なくない。発達障害にも以下の様に様々なタイプがある。

注意欠陥多動性障害 (ADHD)	「集中できない」「じっとしてられない」「考えるよりも先に動く」などが特徴。早合点やうっかりミス、不注意な誤りによる失敗を多く経験している。また、指示どおりに活動できない、ルールや約束が守れないことは、友人関係の維持に影響する。
自閉症 (ASD)	「言葉の発達の遅れ」「コミュニケーションの障害」「対人関係・社会性の障害」「パターン化した行動、こだわり」などが特徴。相手の気持ちを推し量ることや自分の言動の周りへの影響を把握することに難しさがあり、暗黙の了解や例え話、遠回しの表現などの理解に困難を抱える。予想外の出来事が多い学校生活に、大きな不安感を抱えてしまうこともある。
学習障害 (LD)	全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論するといった学習に必要な基礎的な能力のうち、一つないし複数の特定の能力について、学んだり、行ったりすることに様々な困難を示す状態をいう。できることと難しいことのギャップが大きいことも特徴で、やる気の問題や努力不足と見られがちである。
発達性協調運動症 (DCD)	運動が極端に苦手、手先が極端に不器用などで生活に支障をきたしている。自己効力感が低い、友だちとの交流が低い、不安・抑うつの問題が起りやすい。友だちからの心無い言葉から不登校になるケースもある。

起立性調節障害

自律神経のバランスが崩れ、血流の低下や、心拍数の異常などにより身体や頭が重くなり、朝起きあがるのが難しい状況がある。午後には回復してくることが多く、怠けなどと誤解されがちである。食欲不振・倦怠感・頭痛などの症状もある。

場面緘黙 (ばめんかんもく)

家では話ができるのに、学校など社会的場面では、上手く話せない症状が続く状態のこと。性格によるものとは異なり、本人の意思とは関係なく話せなくなるというのが特徴である。

過敏性腸症候群

検査をしても腸に腫瘍や炎症が見つからないのにも関わらず、下痢や便秘、腹痛といった症状が続く病気。学校に行こうと思うとお腹が痛くなる、家を出たのにお腹が痛くなって家に戻ってくる、といったことを繰り返す。

脳脊髄液減少症

交通事故による鞭打ち症など比較的軽微な外傷等が原因で脳脊髄液が漏れることで発症すると言われている。頭痛、めまい、記憶障害などの症状があるが、見た目にはどこも悪くなさそうなたため、精神的なもの、怠け病と誤解されがちである。

HSC (Highly Sensitive Child)

「非常に敏感な子」 5人に1人の割合で存在するとされ、音や匂いに敏感で、にぎやかな場所や集団が苦手といった傾向があり、学校生活に馴染めずに不登校などの原因になるとも言われている。

5 支援のプランニング（ケース会議の開催）

（1）ケース会議開催の流れ

①「登校支援チーム」ミーティングの実施

- ・不登校傾向が発覚した時点で、不登校対策担当教員、担任、学年主任等が集まり、収集した情報を共有し、ケース会議の開催など今後の対応について検討する。
- ・今後の対応案について管理職に報告し、教育相談部会で扱う案件と判断したら、定期または臨時のケース会議の議案とする。
- ・収集した情報をもとに、チームで「アセスメントシート」を作成する。



②「ケース会議」の開催

- ・ケース会議の構成メンバー（管理職、教育相談コーディネーター、登校支援担当教員、担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭等）が集まり、アセスメントシートに基づき必要な支援策を検討する。
- ・様々な視点からアセスメントを実施できるように、SCやSSWが参加できる日程で調整する。また、案件によっては、校外の関係者も含めた会議を実施する。
- ・次回、いつケース会議を開催するか、その際に何を確認するかを明確にする。

POINT

- ・ケース会議は時間を定めて定期的で開催する。
- ・アセスメントシートで情報を共有し、アセスメントに基づき実効性のある支援を計画する場とする。（単なる情報交換の場にはしない）



③「児童生徒理解・支援シート」（支援計画）の作成 リスクを抱えた児童生徒を発見したら…

- ・長期目標（ゴール）とその実現に向けた短期目標を明確にする。
- ・「誰が」「いつ」「どのように」支援を行うのが効果的であるのかを検討し、具体的な役割分担をする。
- ・整理した計画をもとに、「児童生徒理解・支援シート」を作成する。

（2）支援計画作成のポイント

POINT ①

指導や援助の在り方を、教職員の価値観や信念から考えるのではなく、アセスメント（児童生徒理解）に基づいて考える。

POINT ②

児童生徒の状態が変われば指導・援助方法も変わるため、あらゆる場面に適用する指導や援助の方法は存在しない。

POINT ③

どの段階で、どのような指導・援助が必要かという時間的視点を持って考える。

POINT ④

子供にとって最適な支援が届く計画になっていたのかを評価し、再度プランニングする。

「児童生徒理解・支援シート」(例) _各校の実情に応じて作成

文科省「不登校児童生徒への支援の在り方について」(令和元年10月25日) 支援シートもご活用ください。

作成日：令和 年 月 日

作成者： _____ 追記者： _____ (追記月日 令和 年 月 日)

児童生徒名	性別	生年月日	備考
フリガナ	男・女	令和 年 月 日	

保護者名	続柄	学校受入(入学・転入学)年月日	連絡先
フリガナ		令和 年 月 日	

追記日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年度	R.	R.	R.	R.	R.	R.	R.	R.	R.
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
出席すべき日数									
出席日数									
内訳	別室登校(含む保健室)								
	遅刻								
	早退								
欠席日数									
内訳	指導要録上の出席扱い								
	①川上村支援センター								
	②児童相談所・福祉事務所								
	③保健所・県精神保健福祉センター								
	④病院、診療所								
	⑤民間団体、民間施設								
	⑥その他の機関等								
	⑦ICTを活用した支援								

○支援を組織する上での基本的な情報 ※は該当する場合

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報、家庭での様子、※障がいの種類・程度・診断名・障害者手帳の種類・交付年月日等)

○家族関係

特記事項(成育歴、本人を取り巻く状況_家庭状況を含む、作成日以降の変化、家族構成等)
--

○備考欄

--

[児童生徒の心のエネルギーと段階に応じた支援]

心のエネルギー：低い ⇨ 高い 不登校傾向・別室登校：低い  高い

段階	心のエネルギーと不登校傾向・別室登校可能ゾーン		児童生徒の状況	支援内容（例）
前兆期	前兆		<ul style="list-style-type: none"> 朝起きられなくなる 休み時間に一人であることが多くなる 宿題をしない 忘れ物が多くなる 保健室を頻りに利用する 身体症状を訴える 	<ul style="list-style-type: none"> 早期の家庭訪問 別室での支援 養護教諭の指導 S Cや相談員の活用 家庭環境に要因⇒S S Wの活用
初期	混乱		<ul style="list-style-type: none"> 頭痛・腹痛・発熱等の身体症状が時々見られる 食事・睡眠時間など生活の乱れが時々見られる 物や人にあたる等の攻撃性が高まる 感情や行動のコントロールができない 恐怖心が強く、人目を避け外出をしない 学校の話に拒否感を持つ 	<ul style="list-style-type: none"> 休養を優先（児童生徒に無理に会うことはしないが、家庭とはつながりを持つ。） 保護者を支援
中期	停滞		（前半）	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な家庭訪問 家庭学習を支援 相談機関との連携
			（後半）	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターと連携した支援
後期	回復		<ul style="list-style-type: none"> 自分を肯定する言葉が出てくる 進学や就職の話をするときに笑顔が出る 学習を始める 	<ul style="list-style-type: none"> 教育支援センターでの学習 オンライン学習
			<ul style="list-style-type: none"> 担任や友人など学校関係者に会う 登校や進学・就職に向けて動き出す 	
復帰期	復帰		<ul style="list-style-type: none"> 生活のリズムが整う 相談室や別室への登校ができるようになる 休日や夕方に友人と遊ぶようになる 家族と良く話をするようになる 好きな教科の学習に取り組むようになる 	<ul style="list-style-type: none"> 別室での支援 学校行事への参加 登校に向けた準備

参考：「不登校支援 心のエネルギー曲線」佐賀県教育センター（2005）

6 不登校になる前段階の対応（家庭訪問）

児童生徒に欠席が続いたときは、電話だけでなく、教職員自身が直接会って話をすることも必要となる。家庭訪問が、児童生徒に抵抗や不安をもたらすこともあるため、保護者とも相談しながら目的意識を持って慎重に対応する。

本人や保護者の意向も踏まえつつ、学校は家庭訪問や電話連絡を計画的に行い、保護者、児童生徒とのつながりを切らないようにする。

[家庭訪問をする際の留意点]

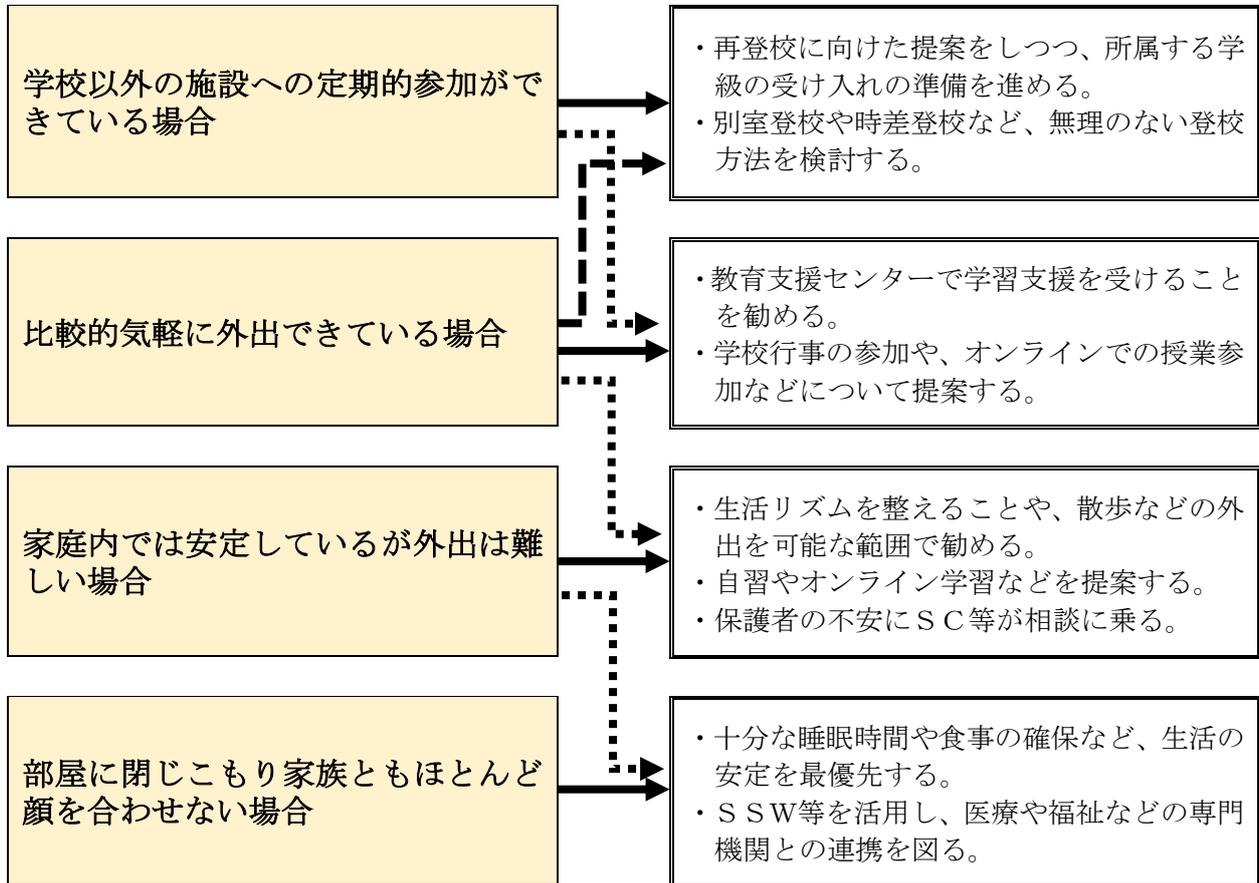
訪問の約束・予約	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問する際は、事前にその旨を保護者に伝える。 ・保護者の意向も確認しつつ、児童生徒の緊張が和らぐ放課後の時間を選ぶなど、会いに行く時間を検討する。 	<p>[本人に会えなかった場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人と会えなくても保護者とは連絡を続け、心配しているというメッセージを伝える。 ・本人と直接会えない場合は、保護者と話をしたり、プリント類を置いてきたりするだけでも十分に意味がある。
訪問前	<ul style="list-style-type: none"> ・登校支援チームで訪問者の人選をする。 ・担任だけが抱え込むことなく、可能な限り複数人で対応する。 ・訪問直前には「今から訪問します」と伝えるなど丁寧に対応する。 	
訪問中	<ul style="list-style-type: none"> ・初回の家庭訪問は短めに設定する。 ・興味関心があることなど、本人が話しやすい話題を大切にす。 ・この時点での励ましや説教などは、逆効果になる可能性があるため、本人のペースを大切にす。 ・心の状況に不安があれば、スクールカウンセラー等のカウンセリングや教育支援センターの教育相談等を提案する。 	<p>[安否が確認できない場合]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない場合は、児童相談所等への通告、警察への情報提供なども検討する。
訪問後	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問後も保護者に連絡し、その後の本人の様子を尋ねる。 ・訪問結果を記録し、登校支援チームと共有する。 ・対応に悩む場合はS Cに相談する。 	



7 長期化への対応（自立支援）

自立できるまでは児童生徒一人一人に違いがある。不登校が長期化している場合は、登校を支援するのか、学校外の支援機関につなげるのか、休養を優先するのか、個々の心身の状況変化を見守りながら目標の幅を広げた支援を行う。

[児童生徒の心身の状況を踏まえた支援]（例）



[別室での支援]

相談室や空き教室、保健室などを活用して学習支援や相談活動を行う場合、別室でも児童生徒が安心して過ごせるような工夫が必要である。

①別室の準備

- ・別室運営の担当者を決めるなど組織的に運営する。
- ・担当者の全体的な業務量も鑑みて負担の平準化を図る。
- ・昇降口に近い教室など他の児童生徒と鉢合わせしにくい場所に設置する。
- ・パーテーションで他の児童生徒の視線をカットする。

②別室の運営

- ・無理をさせず見守るという姿勢を前提とする。
- ・登校を強く促す、勉強の不安を喚起するなどの対応は避ける。
- ・児童生徒自ら教室の利用計画を立てる。
- ・本人が作成した計画に沿って、できることを徐々に増やしていく。はじめは、少し頑張ればできる課題に取り組みせる。
- ・他の児童生徒と比較しない。

③教室復帰に向けた働きかけ

- ・本人の気持ちに合わせて、別室から徐々に教室に向かえるようにする。
- ・教室での自然な迎え入れの準備や学級担任による働きかけを行う。
- ・オンラインで自分のクラスの授業を視聴させる。

8 関係機関との連携

不登校の背景となる要因が多様化する中、学校外の機関の支援が必要なケースが増えている。学びの継続のためには、学校復帰だけを目指すのではなく、学校外の多様な学びの場や居場所（相談窓口含む）の活用も検討する。

なお、不登校児童生徒に学校外の機関を紹介することは、学校が外部に全面的に委ねてしまうものではない。あくまでも、関係機関と連携しつつ、学校は家庭との関係を切らないようにすることを念頭に置く。

(1) 学校外の多様な学びの場や居場所

①「川上村教育支援センター」

川上村が設置している、不登校児童生徒の支援機関。一人一人に合わせた個別学習や体験活動、また相談等を実施している。川上中学校校舎内に設置し、利用料は無料。

②フリースクール

不登校児童生徒に対し、学習活動、教育相談、体験活動などの活動を行っている民間の施設。規模や活動内容は多種多様であり、民間の自主性・主体性の下に設置・運営されている。現在、佐久市には2つの施設がある。

関係機関との連携を行った場合の「指導要録上の出席扱い」

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もあり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

(一定の要件)

- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ②民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会等と連携して判断すること
- ③当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ④学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が教育課程に照らし適切であると判断できること

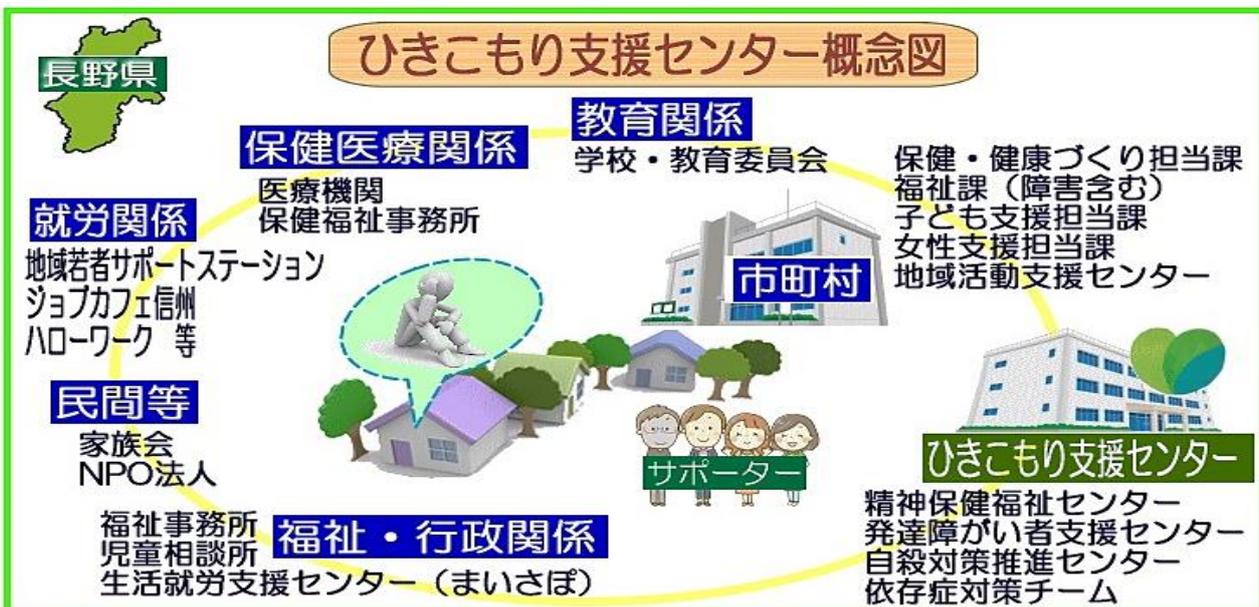
「不登校児童生徒への支援の在り方について」文科省（令和元年10月25日）

(別記1) 義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

(2) 専門的な支援機関

学校現場で起きている様々な出来事は複雑化・深刻化しており、専門的なアセスメント力や知識・技能がますます必要とされている。外部の支援機関につなげる際は、その子にとってなぜその支援が必要なのか、保護者に対して丁寧に説明し、保護者と共に子供の支援に当たる関係を構築する。

精神疾患	対応に迷う・相談場所が分からない場合はSSWに相談	佐久保健福祉事務所 0267-63-3111 川上村保健福祉課保健係 0267-97-3600	・こころの病気に関する不安や悩みのほか、家庭内暴力やひきこもり、不登校など思春期の問題に関する相談、依存症に関する相談などの受け付け。
発達障害		長野県精神保健福祉センター 026-266-0280	・こころの健康相談から精神医療に関わる相談、思春期・青年期の相談、医療が必要かどうかの相談などに対応。
非行問題		長野県発達障がい情報・支援センター 0263-37-2725 川上村社協障がい者相談支援事業所 0267-97-3522	・発達障害の支援ができる人材の育成や、保護者の支援、地域の支援機関への助言のほか、発達障害に関する県民からの相談に対応。
児童虐待		法務少年支援センター長野 026-237-1123 長野警察本部人心安全・少年課 026-232-4970	・児童福祉機関、学校・教育機関などの機関・団体と連携を図りながら、地域における非行及び犯罪の防止活動を実施。
同居人の介護（ヤングケアラー）		佐久児童相談所 0267-67-3437	・虐待、非行、不登校など子供についての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供。
家庭の経済的困窮		要保護児童対策地域協議会 川上村保健福祉課福祉係 0267-97-3600	・保護を要する児童等に関する情報交換や支援内容の協議、児童及び保護者の支援を目的とした地域連携の場。
ひきこもり		川上村地域包括支援センター 0267-97-3614	・高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として、各市町村が設置。介護予防サービスの相談など高齢者に関する様々な相談に対応。
		川上村保健福祉課福祉係 0267-97-3600	・生活困窮者からの相談や生活保護について実施する施設。
	長野県ひきこもり支援センター 026-266-0280 川上村保健福祉課福祉係 0267-97-3600	・6歳以上でひきこもりの状態にある方、その家族、関係者の相談に対応。	



9 ICTの有効活用（オンラインによる支援）

児童生徒にとって居場所と感じられるような工夫をする。



オンライン学習の実施



オンラインによる個別相談



学習アプリの活用



1人1台端末を活用した健康観察

[ICT等を活用した学習活動を行った場合の「指導要録上の出席扱い」]

小学校、中学校については、自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合、以下に挙げるような要件のもと、指導要録上の出席扱いとしている。

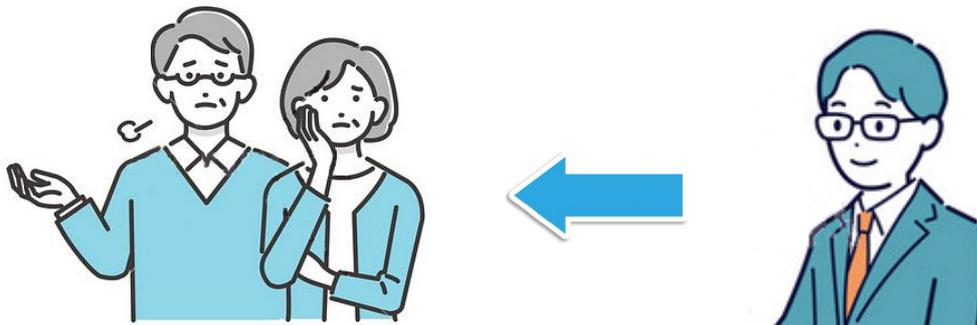
- ①保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ②ICT や郵送、FAX 等を活用して提供される学習活動であること。
- ③訪問等による対面指導が適切に行われていること。
- ④当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること。
- ⑤校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分に把握すること。
- ⑥基本的に当該児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であること。
- ⑦学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること。

「不登校児童生徒への支援の在り方について」文科省（令和元年 10 月 25 日）

（別記 2）不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

10 保護者への支援

[保護者への支援で留意したいこと]



保護者の状況	保護者の意識	学校の対応
不登校に理解を示していない	「子供は単に怠けたかったり、サボりたかったりするだけなのではないか。」	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の初期には、原因不明の腹痛や頭痛などの身体症状もあることを伝える。 ・スクールカウンセラーや医師などの専門家から保護者やその家族に伝えてもらうことも検討する。
学校に怒りや不信感を感じている	「学校や教員の対応が悪いので、不登校になってしまった。」	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の話を傾聴し、心情に理解を示す。 ・管理職やスクールカウンセラーなど、担任以外の職員の力を借りることも検討する。
強い焦りや不安を感じている	「どうしたら子供は以前のように学校に通えるようになるのか。」	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者の気持ちへの共感と、今後の対応を一緒に考えようとする姿勢を示す。 ・子供の将来への不安が強いなど、必要に応じて保護者の会（*親の会）を紹介する。
後ろめたさを感じている	「保護者としての義務を果たせていないのではないか。」	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者には、嫌がる子供を無理に学校へ通わせる法的な義務はないことを伝える。 ・教育支援センターなどの学校外の学びも選択肢として示す。

*親の会は地域によって特性があり、学校の方針と合わない場合もあるので、SSWに連絡を取るなどして情報内容を判断して紹介する。

参考資料

- ・「不登校未然防止および不登校児童生徒への支援のための行動指針」（長野県教委）平成 30 年 3 月
- ・「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（元文科初第 698 号）令和元年 10 月 25 日
（別記 1）義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
（別記 2）不登校児童生徒が自宅において I C T 等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて
（別添 1）児童生徒理解支援シート（参考様式）（Excel:42KB）
- （別添 2）児童生徒理解・支援シートの作成と活用について（PDF:217KB）
- ・「不登校の予防」Leaf. 14（国立教育政策研究所）
- ・「SOS の出し方に関する教育」（中学生向け）県教委
- ・「SOS の出し方に関する教育」を含む自殺予防教育関連資料集（厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター）
- ・誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLO プラン」（文科省）令和 5 年 3 月
- ・「不登校支援 心のエネルギー曲線」佐賀県教育センター（2005）
- ・「一人一人の社会的自立に向けた児童生徒支援ガイドブック～総合的な長期欠席・不登校対策～」埼玉県教委（令和 6 年 3 月）
- ・「不登校への対応の手引き」（令和 7 年改訂版）

様式集

「アセスメントシート」(例) _各校の実情に応じて作成

学年・組	年 組	氏名		性別	男・女
------	-----	----	--	----	-----

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
出席日数													
(うち出席扱い)													
欠席日数													
(うち不登校)													

3観点	観点	現在の様子	特徴・その他	良さ・長所
身体・健康面	睡眠			
	食事・運動			
	疾患・体調不良			
	特別な教育的ニーズ			
	その他			
心理面	学力・学習			
	情緒			
	社交性・集団行動			
	自己有用(肯定)感			
	関心・意欲			
	過去の経験			
	その他			
社会・環境面	児童生徒間の関係			
	教職員との関係			
	学校生活			
	家族関係・家庭背景			
	地域での人間関係			
	その他			

「児童生徒理解・支援シート」(例) _各校の実情に応じて作成

作成日：令和 年 月 日

作成者： 追記者： (追記月日 令和 年 月 日)

児童生徒名	性別	生年月日	備考
フリガナ	男・女	令和 年 月 日	

保護者名	続柄	学校受入(入学・転入学)年月日	連絡先
フリガナ		令和 年 月 日	

追記日	/	/	/	/	/	/	/	/	/
年度	R.	R.	R.	R.	R.	R.	R.	R.	R.
学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
出席すべき日数									
出席日数									
内 訳	別室登校(含む保健室)								
	遅刻								
	早退								
欠席日数									
内 訳	指導要録上の出席扱い								
	①川上村支援センター								
	②児童相談所・福祉事務所								
	③保健所・県精神保健福祉センター								
	④病院、診療所								
	⑤民間団体、民間施設								
	⑥その他の機関等								
⑦ICTを活用した支援									

○支援を組織する上での基本的な情報 ※は該当する場合

特記事項(本人の強み、アセスメントの情報、家庭での様子、※障がいの種類・程度・診断名・障害者手帳の種類・交付年月日等)

○家族関係

特記事項(成育歴、本人を取り巻く状況_家庭状況を含む、作成日以降の変化、家族構成等)

○備考欄

児童生徒理解・支援シート(共通シート)

作成日:平成 年 月 日 ※の事項は障害のある児童生徒、外国人児童生徒等で必要な場合に記入
 作成者 HO(記入者) 通記者 HO(記入者)/HO(記入者)ノ... 性別 学年 月 日 国籍等(※) 出生地(※)
 (児童生徒) 名前 年 月 日
 (保護者等) 名前 性別(※) 学校法人年月日(※) 通称先
 (ふりがな) 年 月 日

○学年別欠席日数等 通記日○/○

年度	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	高1	高2	高3	高4
出席しなければならぬ日数													
出席日数													
欠席日数													

○支援体制
 ①教育支援センター
 ②教育委員会所管の機関(③除く)
 ③児童相談所・福祉事務所
 ④保健所、精神保健福祉センター
 ⑤病院、診療所
 ⑥民間団体、民間施設
 ⑦その他の機関等
 ⑧IT等の活用

児童生徒理解・支援シート(学年別 Aシート)

担任名(ふりがな) 管理職名
 作成年月日 作成者名
 通記年月日(通記者名)

○児童生徒名等
 名前(ふりがな) () 性別 学校名 学年 学級

○支援機関名等(校内・校外)

支援機関名	支援内容	支援機関名	連絡先電話番号	担当名
在籍校				
家庭				
福祉				
医療				
その他				

○月別欠席状況等 ※通記日→

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
出席しなければならぬ日数													0
出席日数													0
欠席日数													0

○長期欠席、不登校(継続)等欠席状況に関する理由

○次年度への引継事項(支援・指導の参考となるエピソードなども含め、多様な視点で記入)

児童生徒理解・支援シート(学年別 Bシート)

担任名(ふりがな) 管理職名
 作成年月日 作成者名
 通記年月日(通記者名)

○児童生徒名等
 名前(ふりがな) () 性別 学校名 学年 学級

○本人・保護者の状況・希望
 現在の状況 将来の希望(通称を含む)

○本学年の目標

○各学期の個別の支援計画

学期	目標	支援内容	経過・評価
1学期			
2学期			
3学期			

児童生徒理解・支援シート(協議シート)

記録者 記録者 ○○生徒指導主事 日付 平成 年 月 日
 参加者・機関名

○本人の意向

○保護者の意向

○関係機関からの情報

○支援状況

目標	機関・分野名	短期目標 ○/○	経過・評価 ○/○

○確認・留意事項

○特記事項